在日大韓基督教会 裁判規定

- 第 1 条 裁判の目的 教会の神聖と秩序を維持するために、教会における犯罪訴訟は、治理会において審議し、判決を下す。
- **第 2 条 裁判の原則** 裁判は聖書と憲法と戒規に基づいて公正に行わなければならない。
- 第3条 裁判の構成 犯罪訴訟が起こった場合、速やかに治理会を構成し、裁判によって、その犯罪の 有無を審議しなければならない。治理会は戒規 第3条に従って構成 されるが、 直接的な利害関係にある者は、治理会員になることはできない。 裁判における被告人とは、犯罪を犯した嫌疑によって告訴(告発)され、治理会に おいて起訴された者である。
- **第 4 条 弁論** 当事者は訴訟に関して弁論をしなければならない。その弁論 はすべて調書として残される。
- 第5条裁判1.起訴がある時には、起訴状の本文を第一回裁判期日の10日前までに被告人に送付しなければならない。2.被告人は起訴状に対し反論する権利がある。反論のための書類、証拠提出のために、もしくは身体的理由など、正当な理由がある場合のみ、最大30日まで期日延長請願できる。但し、被告人の証拠隠滅や再犯の恐れがある場合などは延長請願を認めない。3.被告人は正当な理由がある場合には弁護人を立てることができる。但し、弁護人は在日大韓基督教会の洗礼会員でなければならない。
- 第 6 条 欠席裁判 被告人が正当な理由なく、裁判出廷を拒否し、二回以上 欠席した場合は、当事者の出席がなくとも開廷できる。
- 第7条判決治理会は裁判に提出されたすべてのものをもって正当に判決を下さなければならない。被告事件が罪過とならなかったり、罪過事実の証明がない時には、判決として無罪を宣告しなければならない。また、犯罪が確認された場合は、戒規第4条に従って判決を宣告し、7日以内に判決文を本人に送付する。そして、その判決については、公席において懲罰内容、その事由を明確に示さなければならない。

第8条控訴第7条の判決に対して、不服がある時は、再審査を上級治理会に求めることができる。1.控訴期間は、判決告知日から14日とする。その期間内に控訴趣意書を上級治理会へ提出しなければならない。2.控訴に伴う費用は、原則本人負担とし、無罪が確定した場合には第一審である治理会が負担する。3.控訴趣意書を受け取った上級治理会は、60日以内に控訴趣意書を審議し、正当な理由があると認める場合には上級治理会において再審議する。正当な理由がない場合には控訴棄却とする。

第 9 条 特別再審請求 第一審が治理委員会の場合、その判決に不服がある時は、再審を総会へ求めることができる。請求方法は第8条に準じる。

第51回定期総会(2011年10月11日)にて決議承認

今までの勧徴条例に代わるものとして第51回定期総会は、戒規を承認しました。

在日大韓基督教会 戒規

第 1 条 戒規

戒規とは、教会の神聖と秩序を維持し、正しい信仰生活へと導くことである。

第2条犯罪

教会員、職員、治理会の信仰と行動が聖書の神聖に違反したり、聖書に基づき制定された教会の規則に違反する事や、他人に罪を犯させたり徳を行う事を妨害することを犯罪と言う。

第3条裁判

犯罪訴訟は三審制とし、裁判は各級の治理会で管掌する

当該教会は堂会、地方会は治理部、総会は治理委員会において裁判規定に則って審議し判決をする。

治理会の組織は3名以上で、成数に達しない教会は地方会の推薦会員で補充する。

第4条懲罰

裁判の結果、犯罪が確認出来た者に対し、次の罰則を告知する。即ち懲罰とは、戒告、謹慎、停職、免職、受餐停止、除名をその違反に応じて宣告することである。

- 1. 戒告とは、教会による正式な叱責であり、違反した者に対し公席において違反を告知することである。これにより違反の危険を警告し、再び違反せぬように慎重な行動を違反者に促すことである。
- 2. 謹慎とは、違反した者に対し、公席において違反を告知するとともに違反の度合いによって期限を定め罰則を科することである。即ち牧師、伝道師、長老、勧士、執事等の教会職員に対しては、その職務の停止、または地方会、総会における総代資格や発言権の停止等を宣告する。また教会員が違反した場合においては、署理執事候補としての資格を失う。

また、必要に応じ堂会、並びに地方会による指導を受ける。但し、違反者が 謹慎処分を受け期限が満了しても、言動に悔い改めがない場合には、治理会 において期限を延長することができる。また、違反した者がこの懲罰に不従 順であると判断できる場合、治理会がさらに重い処罰をもって対処すること も可能である。

- 3. 停職とは、牧師、長老、その他教会職員に対し、期限を定め、その職務を停止することである。但し、違反者が停職処分を受け期限が満了しても、言動に悔い改めがない場合には、治理会において期限を延長することができる。また、違反した者がこの懲罰に不従順であると判断できる場合、治理会がさらに重い処罰をもって対処することも可能である。
- 4. 免職とは、教職者のすべての職務を剥奪することである。尚、赦免には 第6条が満たされなければならない。
- 5. 受餐停止とは、聖餐の一時的停止である。受餐停止には期限付きと無期限がある。但し、いずれの場合においても受餐停止の赦免には第6条が満たされなければならない。また、受餐停止には他の責罰を伴う場合がある。
- 6. 除名とは、違反した者を教会の交わりから除外することである。この責罰は大罪または異端の理由によって、違反者の矯正が困難で、且つ教会に不従順である場合にのみ科せられる。

第5条施行

密かに犯した罪で公開されてないものは、治理会の席上または委員を派送して、懲罰を施行し赦免することも出来る。公開された犯罪は、治理会が教会またはその他の公席において懲罰の施行を公表する。

第6条赦免

第4条の4項・5項・6項にあたる懲罰を受けた者が悔い改めの証拠が明確な場合、治理会または教会の公席において赦免することができる。

- 1. 免職を受けた者は、赦免されても3年が経過しなければ復職することができない。尚、復職には、視務請聘または視務信任を受けなくてはならない。
- 2. 除名を受けた者は、解罰されても受餐停止で2年を経過した後、再び治理会の決議で赦免となる。

第7条 治理会の成数と評決

治理会は会員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の3分の2以上の議決で判決をなす。

第36回定期総会1981年10月21日にて勧徴条例、決議承認

第51回定期総会2011年10月11日にて改正し、戒規として決議承認